平成２９年（フ）第４０５号
広島市安佐南区緑井３丁目２番15―103号
債務者　小林　健太
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２２号
長崎県長崎市網場町246番地16
債務者　山口　敬一
1　決定年月日時　平成29年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第８号
岩手県遠野市松崎町白岩23地割16番地４
債務者　沼崎　勝美
1　決定年月日時　平成29年６月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２９年（フ）第８４号
栃木県宇都宮市御幸町64番地１　コーポクレサンテーム103号、前住所東京都新宿区信濃町13番地19
債務者　甲田　豊行
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３８号
長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉5426番地１
借宿住宅第１－２号
債務者　前田　　豊
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２９年（フ）第３９号
長野県佐久市下平尾598番地20　フリーデンひらおＡ
債務者　吉澤　靖恵（旧姓内堀）
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２９年（フ）第４１号
長野県佐久市瀬戸1213番地３　ソレイユ中込原205
債務者　五加　政紀
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２９年（フ）第１１０号
長野県松本市寿台３丁目５番Ａ３―401号
債務者　小波瀬美由紀
1　決定年月日時　平成29年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第２０２号
静岡県富士宮市宮原454番地の16プレミール小林105号室
債務者　山田　　翼
1　決定年月日時　平成29年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第１１７号
静岡県富士市松岡389番地の１
債務者　近藤　正人
1　決定年月日時　平成29年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第１２１号
三重県鈴鹿市野町東１丁目10番20号　エンジェルハウス東山203号室、前住所三重県鈴鹿市東旭が丘６丁目６番７号　パールハイム207号室
債務者　西山　尚子
1　決定年月日時　平成29年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１２３号
三重県鈴鹿市竹野町428番地の15、前住所三重県鈴鹿市安塚町315番地　安塚団地Ｂ―511―14
債務者　志賀ひろみこと　ボデメルシガ　ひろみ
1　決定年月日時　平成29年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１２４号
三重県鈴鹿市阿古曽町８番30号　ダンディⅡ205、前住所三重県四日市市日永西４丁目12番８号
債務者　上郷　留美
1　決定年月日時　平成29年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３４０号
兵庫県西宮市上大市１丁目５番20―305号、前住所兵庫県西宮市西宮浜４丁目11番１―303号
債務者　三村　徳子
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第３４２号
兵庫県尼崎市武庫之荘５丁目12番６号　パークマンション武庫之荘202
債務者　瀬戸美津子
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２７号
鳥取県鳥取市徳尾89番地　市住Ｒ９－１号
債務者　多田　真弓
1　決定年月日時　平成29年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
鳥取地方裁判所民事部